

令和4年12月行財政改革推進会議資料

# 受益者負担適正化の取組みについて

## 資料目次

1 受益者負担の必要性について	1 ページ
2 これまでの取組み状況	2～3 ページ
3 受益者負担適正化指針の概要について	4 ページ
4 原価計算の方法について	5 ページ
5 今回の見直し状況について	6～10 ページ
6 改正時期の見直し	11 ページ
7 次回改正について	11 ページ

財務部

## 1. 受益者負担の必要性について（平成27年11月策定「受益者負担の適正化指針」から一部抜粋）

行財政改革のひとつとして、負担とサービスの関係見直しについて検討を行いました。

中期財政計画では、少子高齢化等に伴う税収減や社会保障費の増などの要因で、内部努力を続けたとしても、将来に向けて現在の行政サービスレベルが維持できないという状況にあります。

受益者負担の見直しは、現在のサービスレベルを継続していくため、市民の皆さんに負担とサービスの関係についてご協力いただくことでもあり、その見直しのひとつとして、まず使用料等について考え方を整理し、統一的な指針を作成して見直しを行ったものです。

受益者負担の適正化は、施設等の利用者と未利用者における税負担の公平性を保つため、利用者に施設利用の対価として相応の使用料を求めるとともに、使用料算定方法の適正化、類似施設間での適正化を図るものです。

## 2. これまでの取組み状況

### 1-1 平成28年4月新料金適用

<p>施設白書の作成 平成24年7月</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設の配置状況の調査分析、公表</li><li>● 施設の利用状況の調査分析、公表</li><li>● コスト情報（維持管理、事業運営、減価償却）の調査分析、公表</li><li>● スtock情報（建物、利用、運営状況）の調査分析、公表</li></ul>
<p>受益者負担の適正化指針(庁内案)の策定 平成27年4月</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 原価計算に基づく費用（コスト）の明確化</li><li>● サービスの性質による受益者負担割合の設定</li><li>● <math>\text{受益者負担} = \text{サービスのコスト} \times \text{負担割合}</math></li><li>● 減免基準の明確化</li></ul>
<p>市民説明会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成27年7月～8月、市内7か所にて実施</li><li>● 参加者総数254名</li></ul>
<p>議会への説明 平成27年9月から11月</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各施設の負担割合(案)の提示</li><li>● 同一料金を設定する施設のグループ化(案)の提示 等</li></ul>
<p>受益者負担の適正化指針の最終決定 平成27年11月</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各施設の負担割合決定</li><li>● 同一料金を設定する施設のグループ化決定 等</li></ul>
<p>個別の使用料等の見直し 平成27年12月議会への提案 平成28年4月新料金の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 指針及び議会からの指摘等を踏まえ、個別使用料等の見直し</li><li>● 定期利用団体への説明会と一般利用者への広報</li></ul>

## 1-2 令和元年10月新料金適用

方針決定 平成30年11月	● 令和元年10月新料金改正に伴う見直し方針決裁
行財政改革推進本部会議及び行財政改革特別委員会、行財政改革推進会議 平成30年11月、平成30年12月、平成31年2月	● 令和元年10月新料金改正に伴う見直し方針報告
個別の使用料等の見直し 令和元年6月議会への提案 令和元年10月（消費税増税時）新料金の適用	● 定期利用団体への説明や一般利用者への広報

## 1-3 今回の見直し状況

総務委員会協議会 令和4年2月7日	● 令和5年4月料金改正に向けた改定作業を実施することを報告
方針決定 令和4年10月5日	● 令和5年4月新料金改正に伴う見直し方針決裁
行財政改革推進本部会議 令和4年11月7日	● 経済対策を実施している現状を踏まえ、改定時期の見直しを指摘
佐世保市緊急経済対策本部会議 令和4年11月7日	● 経済対策の一環として、改正時期の1年先送りを決定

### 3. 受益者負担の適正化指針の概要について

市が提供する公共施設等について、費用(コスト)がどの程度かかるのかを明らかにするとともに、サービスを受ける方(受益者)だけでなく、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、受益と負担をより適正化するための基本指針を策定しています。(「受益者負担の適正化指針(概要版)」参照)

#### 基本的な考え方

定期的な検証と見直しを実施するため、概ね3年毎の見直しを実施

受益者負担の原則	算定方法の明確化	同種同等施設の格差解消
税負担の公平性や公正性を確保する観点から、サービスを公共性と収益性の観点から分類し、その分類ごとに受益者負担の割合を設定します。	原価計算を原則とした算定方法を設定します。	同種同等の施設の負担均衡を図るため、グループ毎の料金設定を行います。



使用料等の見直し
類似施設間(他都市施設や民間施設)の調整や激変緩和措置、改定時期の調整など、市民の理解と納得が得られる合理的な料金を算定します。



経営改善
施設の稼働率向上を図るための取組みや、業務改善努力などによるコスト縮減に取り組めます。

#### 4. 原価計算の方法について

【受益者負担額の算定イメージ】

$$\text{受益者負担額} = (\text{施設全体の原価} - \text{控除財源}) \times \text{受益者負担割合} \times \text{消費税等}$$

受益者負担割合が25%の場合のイメージ

費用	総費用（施設を1年間運用するためにかかった費用）			
	施設全体の原価（対象費用）			対象外費用（土地代など）
財源	控除財源（補助金収入等）	受益者負担額 （使用料等）	公費負担額 （市税など）	
	料金原価から控除	← 25% →	← 75% →	← 対 象 外 →

##### ①施設全体の原価

サービス提供に必要な費用のうち、料金原価の対象となる費用（人件費、物件費、維持補修費、補助費、施設整備費など）。

##### ②控除財源

料金原価の財源となる受益者負担金以外の収入（建設や運営にかかる補助金など）。

##### ③受益者負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合。公共性と収益性の基準により受益者負担割合を設定。

##### ④受益者負担額

施設等を利用した方が負担する使用料等のこと。料金原価に、サービスごとの負担割合を乗じて算出。

##### ⑤公費負担額

サービス提供に必要な費用の財源として、サービス利用者（受益者）の負担では賄えない部分に充当する市税などの一般財源。

## 5. 今回の見直し状況について

『受益者負担の適正化指針(平成27年11月策定)』に基づき、72件の条例について算定を実施。

(1回目:平成28年4月、2回目:令和元年10月、3回目:令和5年4月)

そのうち、国・県の基準に基づくものなど適正化の対象外である12件(P10参照)を除く60件について、原価計算の算定を行い、8件の条例改正が必要であると判断。

### ①算定結果について

【使用料】53件(適正化の対象外11件を除く)

算定区分				計
改正	改正なし			
	増減10%未満	類似施設(※1)	その他(※2)	
8	9	35	1	53

・今回改正予定の8件は経過措置中のものであり、段階的な値上がりを行っている施設である。

【手数料】7件(適正化の対象外1件を除く)

算定区分				計
改正	改正なし			
	増減10%未満	類似施設(※1)	その他	
0	6	1	0	7

(※1)他都市施設や民間施設と比較し、料金設定を行っているもの。

(※2)墓地使用料は、永代使用料(当初1回のみ)であり、ランニングコストがかかっておらず、改正を要しないもの。

### ②今回の見直しに伴う概算影響額

令和3年度と同様の利用状況と仮定して、年間約9,000千円の増額が見込まれる。

### ③公共施設に対する本市のこれまでの取組について

令和元年度以降、電気代をNSP(西九州させぼパワーズ)に移行することにより、年間の電気代を約30%程度削減しているが、会計年度任用職員への移行や、消費増税、経年劣化に伴う改修費用の増などにより、公共施設を運営していくための費用はなかなか減っていないというのが現状である。

しかしながら、各施設においては、スマホ決済の導入や無料Wi-Fiの設置などにより、利便性の向上を行ってきたところである。

今年度においても、コミュニティセンターにおいて、正規職員から会計年度任用職員への移行を行うことで、年間40,000千円程度の費用削減を行いつつも、Wi-Fi設置を行うことで更なる利便性の向上を図っていく。

#### 【費用増の要因】

- ・臨時職員から会計年度任用職員への移行(令和2年度～)
- ・消費税増税8%⇒10%(令和元年10月～)
- ・建物の経年劣化による、改修費用の増加。

#### 【費用減の要因】

- ・電気代をNSPに移行(令和元年度～)
- ・コミュニティセンター化による正規職員から会計年度職員への移行(令和4年度～)

#### 【利便性向上の主な取組】

- ・体育施設(全施設)におけるスマホ決済サービスPayPayの導入(令和2年度～)
- ・体育施設(東部スポーツ広場、体育文化館など)におけるSNSを使用した空き状況活動状況の配信(令和2年度～)
- ・体育施設(体育文化館、総合G、武道館)における利用者用無料Wi-Fiの設置(令和3年度～)
- ・文化施設(アルカスSASEBO、島瀬美術センター、文化ホール)における無料Wi-Fiや3館の一元化による予約システムの共有(令和3年度～)
- ・コミュニティセンターにおけるWi-Fi設置(令和4年度～)

④対象条例一覧

【使用料】53件

条例名	負担割合	算定区分				
		経過措置	改正	改正なし		
				原価増減 10%未満	類似施設と調整	その他
1 佐世保市男女共同参画推進センター条例	25%	○	○			
2 佐世保市福祉活動プラザ条例	25%	○	○			
3 佐世保市コミュニティセンター条例	50%	○	○			
4 佐世保市都市公園条例	75%	○	○			
5 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例	75%	○	○			
6 佐世保市小佐々地区体育施設条例	75%	○	○			
7 佐世保市鹿町地区体育施設条例	75%	○	○			
8 佐世保市総合教育センター条例	75%	○	○			
9 佐世保市障害者文化体育施設条例	25%			○		
10 佐世保市労働福祉センター条例	50%			○		
11 佐世保市産業支援センター条例	75%			○		
12 佐世保市吉井活性化センター施設条例	75%			○		
13 佐世保市世知原活性化施設条例	75%			○		
14 佐世保市吉井構造改善センター条例	75%			○		
15 佐世保市しかまち活性化施設条例	75%			○		
16 佐世保市青少年教育センター設置条例	75%			○		
17 佐世保市漁民総合センター条例	50%			○		
18 佐世保市教育集会所条例	25%				○	
19 三川内焼伝統産業会館条例	50%				○	
20 佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例	50%				○	
21 させぼ市民活動交流プラザ設置条例	50%				○	
22 佐世保市烏帽子岳散策の森条例	75%				○	
23 佐世保市博物館島瀬美術センター条例	75%				○	
24 佐世保市民文化ホール条例	75%				○	
25 アルカスSASEBO 条例	75%				○	
26 佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里設置条例	75%				○	
27 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例	75%				○	
28 佐世保市鹿町温泉施設条例	75%				○	
29 佐世保市世知原温浴・宿泊施設条例	75%				○	
30 佐世保市体育文化館条例	75%				○	

条例名	負担割合	算定区分				
		経過措置	改正	改正なし		
				原価増減 10%未満	類似施設と調整	その他
31 佐世保市総合グラウンド条例	75%				○	
32 佐世保市東部スポーツ広場条例	75%				○	
33 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例	75%				○	
34 佐世保市温水プール条例	75%				○	
35 佐世保市宇久地区体育施設条例	75%				○	
36 佐世保市江迎地区体育施設条例	75%				○	
37 西海国立公園九十九島動植物園条例	75%				○	
38 九十九島パールシーリゾート条例	75%				○	
39 佐世保市斎場条例	75%				○	
40 佐世保市霊園納骨堂条例	75%				○	
41 佐世保市宇久ターミナルビル条例	75%				○	
42 佐世保市白浜キャンプ場条例	75%				○	
43 佐世保市白浜海浜公園条例	75%				○	
44 佐世保市白岳自然公園条例	75%				○	
45 佐世保市長串山公園条例	75%				○	
46 佐世保市高砂駐車場条例	100%				○	
47 佐世保市営アルファ駐車場条例	100%				○	
48 佐世保市市営島瀬駐車場条例	100%				○	
49 佐世保公園駐車場条例	100%				○	
50 佐世保市早岐駅東口駐車場条例	100%				○	
51 佐世保市立図書館設置条例	100%				○	
52 佐世保市立看護専門学校条例	100%				○	
53 佐世保市墓地使用料条例	75%					○
		8	8	9	35	1

【手数料】7件

条例名	負担割合	算定区分				
		経過措置	改正	改正なし		
				原価増減 10%未満	類似施設と調整	その他
54 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	100%			○		
55 佐世保市立急病診療所条例	100%			○		
56 佐世保市保健所及び保健福祉センター条例	100%			○		
57 佐世保市飼い犬等の管理に関する条例	100%			○		
58 佐世保市子ども発達センター条例	100%			○		
59 佐世保市税条例	100%			○		
60 佐世保市宇久家畜診療所条例	100%				○	
			0	6	1	0

【使用料(適正化の対象外)】11件

条例名		対象外の理由
61	佐世保市児童交流センター条例	無料施設
62	佐世保市児童館条例	無料施設
63	佐世保市浦頭引揚記念資料館条例	無料施設
64	佐世保市文化財展示施設条例	無料施設
65	佐世保市行政財産使用料条例	財産価値によって設定しているもの
66	佐世保市漁港管理条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(長崎県漁港管理条例、佐世保市港湾管理使用条例)
67	佐世保市道路占用料徴収条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
68	佐世保市都市下水路条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
69	佐世保市準用河川流水占用料等徴収条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
70	佐世保市法定外公共物管理条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
71	佐世保市高齢者生活福祉センター条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(平成13年5月15日厚労省通知)

【手用料(適正化の対象外)】1件

条例名		対象外の理由
72	佐世保市屋外広告物条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(長崎県屋外広告物条例)

## 6. 改正時期の見直し

使用料及び手数料については、受益者負担の適正化指針の中で、概ね3年ごとに見直しを行うこととしている。しかし、今回の見直しについては、経済対策の一環として、令和5年4月の改正を1年間先送りとする。  
(令和4年11月7日開催の『佐世保市緊急経済対策本部会議』にて決定)

### 1) スケジュール

方針決定	令和4年10月5日(水)
行財政改革推進本部会議	令和4年11月7日(月)
佐世保市緊急経済対策本部会議	令和4年11月7日(月)
総務委員会協議会	令和4年11月22日(火)
行財政改革推進会議	令和4年12月20日(火)
料金改正	令和5年4月実施を見送り ⇒令和6年4月実施

### 2) 改正時期の見直し理由

国・県・市が一体となって経済対策を実施している中で、来年度からの料金改正は適切ではないと判断し、本市の経済対策の一環として1年間の先送りとするもの。

## 7. 次回改正について

令和6年4月1日(予定)

ただし、今後の経済状況等を踏まえ、令和5年度において最終判断を行う。